

## 令和7年度第1回さいたま市景観審議会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 日時：令和8年1月19日（月） 午前10時00分から午前11時00分まで

(2) 場所：ときわ会館 5階 小ホール

### 2 出席した委員の氏名

深堀 清隆 会長	小島 康太郎 委員	佐藤 尚子 委員	神田 廣行 委員
高永 祥 委員	中野 敬子 委員	松本 健一 委員	増田 健一 委員

### 3 欠席した委員の氏名

菖蒲澤 侑 委員
----------

### 4 議題及び公開又は非公開の別

さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について・・・公開

### 5 傍聴者数

なし

### 6 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午前10時00分 開会]

○事務局 皆様お揃いになりましたので、ただ今より、令和7年度第1回さいたま市景観審議会を開催させていただきます。本日の司会を担当いたします、都市計画課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。さて、今年度最初の景観審議会となりますが、今回はさいたま市警察部からご出席いただいております委員が交代となり、新たに増田健一様にご就任いただいておりますので、ご報告させていただきます。それでは、審議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。本日の会議資料は、タブレット内の配付資料一覧表のとおりです。説明内容は、前方スクリーンに映写しますので、お手元のタブレットと併せて御覧ください。なお、タブレットの画面が消えてしまった場合は、端末に貼付しております付箋の番号を押していただくと、画面が再表示されます。機器の不具合等がありましたら、恐れ入りますが挙手によりお知らせください。皆様、よろしいでしょうか。

[発言なし]

それでは、これより、審議に入らせていただきますが、審議にあたりましては、さいたま市景観審議会条例第6条第2項の規定により、深堀会長に議長をお願いいたします。

深堀会長、よろしくお願いいたします。

○深堀会長 皆様おはようございます。審議会の会長をしております深堀でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。お忙しい中、ご出席いただきまして今日はどうもありがとうございます。慎重かつ能率的に今日は会議を進めさせていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。それでは、早速ですが、委員の出席状況の報告を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。菖蒲澤委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、本日の出席数は、委員定数9名のうち8名の出席でございます。したがって、さいたま市景観審議会条例第6条第3項の規定による、「半数以上の委員の出席」に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。今のご報告のとおり、本日の会議は成立するということで、始めさせていただきます。本日、審議会に意見聴取する案件は、次第にあるとおり、「さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について」でございます。まず、本審議会の議案について、非公開事項に該当するかどうか事務局にお伺いします。

○事務局 本日の会議で、非公開事項に該当する議案はございません。以上でございます。

○深堀会長 それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。ただ今、事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しない旨の報告がありましたが、そのとおりとしてよろしいでしょうか。

[発言なし]

特にないようですので、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきます。また、本日の資料及び後日作成する会議録につきましては公開となりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

[発言なし]

はい、続きまして、当審議会を公開するものいたしますので、傍聴希望者の入室を認めることいたします。事務局は、傍聴者がいらっしゃるようであれば、入室させていただきます。

○事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいませんので、このままご審議をお願いいたします。

○深堀会長 では、ただ今から、令和7年度第1回さいたま市景観審議会の議事に入ります。議案1の「さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について」の説明をお願いします。

[挙手 「都市計画課長」と発声]

○深堀会長 はい、お願いします。着席でお願いします。

○都市計画課長 ありがとうございます。着座にてご説明させていただきます。

議案1、さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正（案）について、ご説明させていただきます。本日、景観審議会を開催する理由につきましては、本市において、下水道マンホール蓋を利用した広告事業を本年4月から開始するということで、さいたま市屋外広告物条例施行規則の改正をする必要があることから、景観審議会のご意見を聴取するため、皆様に本日お集りいただいたところです。説明の流れにつきましては、まずさいたま市屋外広告物条例及び同施行規則の主旨、その後、改正の内容、事業の概要、審議内容等の順に説明させていただきます。また、説明の方は、前方のスクリーン、もしくはタブレットに従って説明させていただきます。見やすい方をご参照ください。

2ページ目をご覧ください。まず、さいたま市屋外広告物条例及び同施行規則の主旨につきまして、簡単にご説明させていただきます。

さいたま市屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を目的として、屋外広告物及び屋外広告業に対して、必要な規制を行うため、本市では平成15年4月1日から施行しております。

また、さいたま市屋外広告物条例施行規則は、条例の施行に関して必要な事項、具体的には「許可の基準」、「申請書、届出書、届出書類の内容」などを定め、条例と同様に平成15年4月1日から施行しております。

3ページ目をお願いします。さいたま市屋外広告物条例第31条におきまして、施行規則で定められる許可基準を変更しようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならないと規定されていることから、本日、議題としてお諮りするものでございます。

4ページ目をお願いします。施行規則改正の主旨につきまして、ご説明いたします。今回の施行規則の改正は、下水道マンホール蓋を利用した広告事業の開始に伴い、さいたま市屋外広告物条例第6条及び同第7条第5項第3号により規則で定める基準を新設するものでございます。

事業の概要については、後ほど、ご説明させていただきますが、ここで、条例第6条及び同第7条第5項第3号につきまして、簡単にご説明させていただきます。

スライド中段の「条例イメージ」をご覧ください。屋外広告物を掲出する場合には、許可を受ければ表示、掲出できる地域、いわゆる「許可地域」、と原則、広告物を表示、掲出物件を設置してはならない地域、いわゆる「禁止地域」がございます。それに加え、許可地域、禁止地域共通となりますが、広告物を表示、掲出してはならない物件として、

「禁止物件・はり紙等の禁止物件」を定めております。

また、禁止地域であっても条例第7条に基づく適用除外規定に合致するものであれば、掲出は可能となります。

今回の施行規則の改正案につきましては、許可地域における許可基準である条例第6条に基づく許可基準と、禁止地域における適用除外の基準の一つである条例第7条第5項第3号に基づく基準につきまして、マンホール蓋広告の項目を新設するものでございます。

なお、条例第7条第5項第3号の規定は、「公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの」とされており、今回のマンホール蓋広告はこれに該当するものと考えております。

5ページ目をお願いいたします。現行の、さいたま市屋外広告物条例施行規則における広告物の種類が以下の黄色い枠内でございます。

マンホール蓋利用広告につきましては、条例第6条の基準に適用させる種類がないため、今回の施行規則改正で許可基準を新設いたします。

また、条例第7条第5項第3号の適用除外の基準についても同様に新設いたします。

6ページ目をお願いいたします。次に、マンホール蓋広告事業の検討経緯について、ご説明いたします。

本市における下水道事業の現状として、節水型機器の普及や企業等の節水行動や、将来的な人口減少による水需要の減少などによる下水道使用料の減少や、下水道施設の老朽化に伴う、施設の整備点検調査、修繕などの増加による維持管理費の増大が挙げられ、下水道施設の適切な維持管理を行っていく上で、下水道事業の財源確保が課題となっております。これらの現状と課題を踏まえ、下水道事業の財源確保を目的として、下水道マンホール蓋を利用した広告掲載事業を本年4月から開催する予定となっております。

7ページ目をお願いいたします。こちらが実際の設置イメージとなります。タイプAとタイプBとの種類があり、タイプによって形や表示面積が異なります。下段には設置箇所イメージがございます。大宮駅・浦和駅・南浦和駅を想定しております。

設置予定のマンホール蓋のなかには、禁止地域である駅前広場に位置しているものもありますが、こちらは今回の条例第7条第5項第3号の許可基準を新設することにより、適用除外にすることができます。

また、図にあるような場所以外に設置希望がある場合には、下水道部局で現地調査等を行った後に随時受付する予定となります。

8ページ目をお願いいたします。マンホール蓋広告のデザインに関する規制・誘導について、ご説明いたします。

マンホール蓋広告を掲出する際に、広告審査時に下水道部局で確認する事項と、屋外広告物許可申請時に屋外広告物条例や屋外広告物条例施行規則における確認事項を図示したものでございます。

下水道部局では右側にありますように安全性を確保した素材を使用しているかや、さいたま市広告掲載要綱に基づいて法令等に違反するもの又はそのおそれがあるものや公

序良俗に反するもの、又は、そのおそれがあるもの、良好な景観又は風致を害するおそれがあるものなどの各項目に該当しないかを確認します。

また、広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、さいたま市広告審査委員会に意見を求めることができます。

次に屋外広告物条例では、表現の自由を確保する観点から掲載内容については、最低限の色彩や塗料を規定しております。

今回の議題では、屋外広告物条例施行規則にある許可基準にマンホール利用広告の基準を新設し、面積の上限や設置場所の制限をしたいと考えております。

9ページ目をお願いいたします。お諮りする施行規則の改正案の内容につきまして、ご説明させていただきます。

さいたま市屋外広告物条例施行規則 別表第2（第7条関係）で定められている許可基準について、マンホール広告についての基準を新設し下表のとおり改正を行います。

条例第6条の許可基準では、面積基準として、1枚の表示面積は0.28平方メートル以下であること、運転者や歩行者の通行の阻害とならないように、車道及び歩道の車両乗入れ部上でない、かつ視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホールでないことを追加するものでございます。

10ページ目をお願いいたします。次に、条例第7条第5項第3号の適用除外の許可基準も同様の内容となっております。

11ページ目をお願いいたします。次に、こちらの表は、マンホール蓋広告事業と屋外広告物条例をまとめたものでございます。

屋外広告物条例に基づく許可期間は3年でございます。

許可期間更新時に条例に基づく点検結果を添付することで更新することができます。

マンホール蓋広告事業においても、契約期間を原則3年、契約期間を3年更新することが可能です。

また、設置場所につきまして、マンホール蓋広告事業における対象外となるマンホール蓋は、表に記載がありますとおり、市が管理していない道路上のマンホール蓋、車道及び歩道の車両乗入れ部に設置されたマンホール蓋、視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホール蓋、その他、市が広告掲載には望ましくないと認めるマンホール蓋などとなっております。今回改正する屋外広告物条例に基づく許可基準は、こちらと整合が取れているものでございます。

なお、屋外広告物条例では広告物の管理者の違いによるものや、表示内容についての基準を設けることはできませんので、車道及び歩道の車両乗入れ部上でない、かつ視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホール蓋でないこととなっております。

12ページ目をお願いいたします。本審議会において、意見聴取後、必要な修正を行い、3月末日までに市長決裁を行った後に、本年4月から施行を予定しております。

なお、規則改正（案）につきましては、市長決裁を行う際に、本市法務部門において確認が行われ、多少の文言修正が入る場合があります。改正内容の趣旨の変更はないと考えておりますが、予めご了承ください。説明は以上となります、ご審議をお願いいたします。

- 深堀会長 はい、どうもありがとうございます。そうしましたら、新しい規則をつくるという案件となりますので、色々あるかと思いますが、今のご説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言お願いいたします。
- 中野委員 質問ですが、7ページの設置箇所イメージのところを拝見すると、大宮駅14箇所、浦和駅8箇所、南浦和駅12箇所とあるのですけれども、こちらの改正案で想定されるのは、これらの箇所と言うことでよろしいでしょうか。
- 下水道維持管理課長 下水道維持管理課長の竹越と申します。お答えさせていただきます。米印にありますとおり、上記以外に設置希望がある場合は、現地調査あとに随時受付予定と言うところで、まずお示ししているのは、私どもで老朽化が進んでいる大宮駅、浦和駅、南浦和駅前におけるマンホール34箇所をお示しさせていただいておりますが、それ以外の箇所についても今度改正される規則等を確認したのちに、設置できるようであれば設置はしていきたいと言うところの説明となっております。以上です。
- 深堀会長 よろしいでしょうか。
- 中野委員 はい。
- 深堀会長 今のご質問について、少し補足いただきたいのですが、要望があればということですが、市内のどういう市道だとかそういう限定があるのか、どこでも要望さえ出てくれば出来るのか、調査すると言うのは、どういう条件を満たせばそれは対象となると判断される予定なんですか。
- 下水道維持管理課長 先ほど説明文の中にもあったと思いますが、基本的には市が管理していない道路上のマンホール、例えば、国道とかで、私どもが管理していないものは、設置はできません。あと、車道とか歩道の乗り入れ部、車が入ったりするところは、耐荷上の問題でプレートが割れてしまう可能性があると言うことで、それを対象外。あとは、視線誘導標等が設置されている箇所は不都合が生じますので、そちらもできない。あと、その他、市の方で望ましくないと考えられる場所については、そちらも対象外とさせていただいてるところですので、基本的には、市内の歩道のところで、こういう支障がないところであれば、下水道収入を私どもも得たいと、どうにか事業化を進めていきたいところでございますので、広く受け入れていくというところでございます。以上です。
- 深堀会長 はい。ありがとうございます。そうすると市内、今の条件に合致すれば、お店の前にマンホールがあつて、そこでお店の広告を出したいということが出来るということですかね。
- 下水道維持管理課長 はい。
- 深堀会長 はい、そう言うことだそうです。他に、ご質問、ご意見ございますか。
- 佐藤委員 佐藤です。ご説明ありがとうございました。今、設置箇所のイメージを3箇所拝見して、浦和駅を今日ちょっと見てこちらの方に伺ったのですが、歩道がすでにデザインをされていて、大変景観を良くされていると思うのですが、そこと設置場所が重なっております。デザイン教育の指導をしている立場から、景観のデザインに対して、そこら辺の心配がございます。調和がきちんとされるのかどうかということ、デザイン性ということで、マンホールの絵や色というものが、煩雑にならないかどうかという懸念点が一点ありますので、こういう条例をおつくりになるときには、デザインについてある一定

のガイドラインであるとか、そういうものがある方が、更に話題性を呼ぶものになるのではないかなという風に感じました。また、今、お話がありました、これからエリアが増えていくと言うことですが、そのエリアも例えば、歴史的建造物があるエリアなどでは、こういう繁華街とはまた違ったそれもまたガイドラインをきちんと作られた方がいいのではないかなというところを感じました。以上です。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。事業される部署の方から、もしくはデザインに関するところで都市計画課からご回答、いずれかでございますでしょうか。

○都市計画課長 都市計画課でございます。基本的に屋外広告物法の中では、日本国憲法第21条の表現の自由というところがまず一点でございます。そこについて、なかなか掲出する内容について、色々とコントロールが、難しい状況になっています。ただ憲法第21条の中では、少し公共の福祉みたいな考え方もありますので、最低限の色だとか塗装の制限内容について少し考えられるのかなと思います。

今回のマンホール蓋の利用の広告については、市がやっていくところもございますので、一方で掲出にあたっては、都市景観のところの大きな影響を及ぼすということもありますので、こちらについては、市の下水道部局、広告の部局だったり、屋外広告物の部署が連携して、良好な景観ですとか風致に害を及ぼさないように適切な運用をしていきたいという中で、今回、審査基準とかガイドラインと言うのは設けられない状況で、既存の基準の中でしっかりと運用していければと思っております。先ほどお話のありました歴史的建造物のあるエリアの話もありますが、そちらについても今後の運用の中で考えていきたいと思いますが、今の段階ではなかなか反映することができない状況になります。

○深堀会長 今のご回答でよろしかったでしょうか。

○佐藤委員 はい、ありがとうございます。

○深堀会長 関連して何かございますか。

非常にデザインに関することも重要な、色々と表現の自由はあるにしても公共施設の上に、管理者がいる中ですので、デザインに関する配慮というのは一定程度あるべきではないかというご指摘だと思います。ガイドラインは、さいたま市さんの場合には電光式の広告物に特化したガイドラインは確かお持ちですけど、一般的な広告物の在り方、マンホールはこれから新設なので、そういった配慮はないかどうかという風に佐藤委員さん発言にはちょっと感じたところですが、いかがですか。

他に委員さんから、関連することでも、それ以外もことでもご質問、色々と規程に係ることなので。

○神田委員 この広告物の材料はどういうもので設置するのか。滑りやすかったり、そういうのが一番問題なのかなと思うのが一つでございます。それともう一つが、視覚障害者誘導ブロックが設置されているものでないかということで、この意味がちょっと分からないんですけど、マンホールの上に設置されているってことはあり得ないですよ。その傍に誘導ブロックがあるとか距離とかそういうものの規定を考えたおかないといけないんじゃないかなと思うのですが。以上、意見でございます。

○深堀会長 貴重なご指摘だと思います。ご回答を。

○下水道維持管理課長 二番目の視線誘導標の関係でございますが、こちらはマンホール上にも貼っ

て、誘導している場合もあります。実際そのような場合がございますので、その視線誘導標を確認して参りますというところです。

材質については、マンホールを製造するにあたって、滑りにくい素材を使用しております。元々黒いマンホールもそうですし、今回の広告用プレートについても、滑らないような材質であり、既に他自治体でも使用されており、今のところ、割れるなどの実績がないようなものを使うよう考えているところでございます。以上です。

○神田委員 マンホールの蓋は鋳物でできていますよね。そこに塗装していく、形状もすべて鋳物で作ってしまうということなんですか。

○深堀会長 どうぞ、ご回答を。

○下水道維持管理課長 7ページ目にイメージ図があり、タイプBの方が分かり易いので、ちょっと拡大していただくと、黒いところが鋳物でできておまして、こちらの白い、人形が頭を出しているところがありますけど、これが広告用プレートというところでございまして、素材としては、ステンレスの上に滑り止め加工をしたような素材で、これは既に他の自治体でも同様なものが導入してるんですが、今のところ、割れるということはございません。同じような物で、シールタイプみたいなものもあるのですが、通常のマンホールに貼ると、そういう場合は剥がれたり、破損したりするという事例が挙がっているところなので、さいたま市としては、そちらは採用しないというところで考えております。以上です。

○神田委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○深堀会長 はい、他に何かございますか。

○高永委員 高永と申します。照明のデザインの仕事をしておるので、今回何か照明でも言えたらいいかなと思って、少し調べて来たのですが、所沢のサクラタウンさんの方では、日本で初めてLEDで光るもので話題性を呼び、更にKADOKAWAさんとコラボレーション、協働することによって、漫画であったり絵本であったりのキャラクターみたいなものを、プレートの中にデザインすることによって、サクラタウンへの道の誘導とか、実際に商業的なイメージとかお金が入ってくるものに対して、すごく起用しているんだなということを知りました。今回私も来る途中ところどころ見ながら来たんですが、実際に今想定されている設置場所というのは、歩道になっていて、所謂、通過動線上にあると思います。そこにあまりに話題性の高いものがあると、人が固まってしまって歩きにくいとか、安全面であまりよくないということもあるのかなと思って、そうすると、人が立ち止まってじっと見たくなるもの、良いもの過ぎてもだめなのかなとか思うと難しいなと思いました。デザインもさることながら、佐藤さんも仰っていたように、歴史文化、さいたま市にとって市のイメージアップ、下水道のイメージアップに繋がるように、質の高さを求めるものであってほしいとも思います。簡単に言うと、中華料理屋の「麻婆豆腐始めました」みたいなものではないんだと思うんですよね。そういう質の高さ、安全面、色々あるんですが、それを上手くクリアできる、話題性になるものができるといいなと思います。はい、以上です。

○深堀会長 はい。少し期待を込めてのご発言だと思いますけど、下水道の方のご担当から何かございますか。

○下水道維持管理課長 貴重なご意見いただいたところでございます。私どもも先ほど34箇所、出来れば老朽化したものを換えたい、それ以外の市内の全域についても、対象外のマンホールもありますけれども、それ以外のものについては基本的には許可できるのではないかと考えているところなので、広めていきたいというところで、あまり制限をかけると、応募して来ていただける対象の企業さんとか、個人の方のもちろん有り得ると思うのですが、その辺のバランスが、今どれほど需要があるのか、私どもも分からない状況です。他の自治体をみるとそれほどマンホールの広告事業に、人気は今集まっていないというところなので、マンホールに対して応募が殺到していないという実例もあるので、また、一般の方に広めていきたいということで、その中で色んな不具合とか色んなことが出てくるようなことがあれば、それはまたその時、こういった審議会でご審議をいただいたり、庁内の中で色々議論が必要なのかなと思っております。いずれにしても、スタートしたいと下水道部門では考えております。以上です。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。よろいでしょうか。

○高永委員 はい、大変よく分かります。今のお話を聞いていて、殺到しているのかと思いました。4月から始まってしまうということで、もう恐らく決まっているのだろうと物も出来ているだろうというスケジューリングかなと思っていたので、意外だなと思います。それを聞いた上で、私が思いましたのは殺到していないとすると、募集の人が少ないとすると、競争がないということは質が下がってしまう危険性があると思います。簡単にいうと、そこにあまり甘んじてはいけないんじゃないかという気がします。もし少なくとも、出来るだけ総合的な高みを求めていくべきだと思うので、飛びつかないでというか、よくよく精査されるといいのかなというふうに思いました。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。今日のご説明では、基本的にこちらの方の制度の中では、悪いものを出不さないということは、歯止めはあるけれども、質を上げることについての、中々工夫がなかったのかなという感じもいたします。安全性とかそういう面は配慮される、もし公序良俗の反するものが出てくれば規定で審査もできるということで、色々ガイドラインの話も今のご発言も、少し質の面で何か、多分、実施される主体の方で見ていただかないとそこら辺のことはですね、規格をもう少しそういった面での配慮を求められるのではないかと思います。はい、よろしくお願ひします。では、松本委員さんをお願いします。

○松本委員 はい、松本でございます。よろしくお願ひします。私は、屋外広告業者という立場で参加させていただいておりますけど、まずデザイン的是よく歩道橋のネーミングライツは大分増えておりまして、弊社もクライアント様から依頼があつて製作施工するのですが、あちらも結構基準があつてですね。下地は歩道用の色で、文字もブルーとか黒とか、色も決まっておりますしね。キャッチコピープラス会社名ぐらいというのがあります。その辺のデザインの基準をこれから検討されると思うんですけども、あと一点質問が、こちらの広告費、許可の新規更新するときの3年間の使用料はどのくらいで設定されているのでしょうか。

○深堀会長 はい、ご回答お願ひします。

○下水道維持管理課長 初期費用として、まず蓋とか、先ほどの白いプレートについては、約15万

円ほど掛かるというところなんです、こちらについては直接広告主さんと製造しているマンホール会社さんが、タイプBだったりタイプAだったり、それぞれ企業同士話をさせていただいて、話を聞いているのは約15万くらい掛かるということです。それが13万8千円なるか14万くらいになるか分かりませんが、それぞれご契約いただいたものを、私たち市の方にお出しいただいて、私どもが工事で設置するような、スケジュールとなっております。

また、広告料については、マンホールの交換費用とか維持管理費用、点検とかしないといけないのでそういった費用を基に毎月9千8百円と算出しております。今度それをどういった形で広告料をいただくかというのを今内部で調整しております。初期費用の15万円というのは、最初作るとき掛かるというところで考えておまして、プレートにつきましても3年間使ったのちに、3年後、屋外広告士の方に、その3年目のときには割れてないとかそういったものを確認して、更新もさらに3年ということも可能になるように考えております。この辺については、最後の調整をしてるところですが、概略はそのような状況でございます。以上です。

○松本委員 ありがとうございます。続きなんです、大宮駅の方は14箇所、今仮に設計されてますが、クライアントさんが14箇所全部使いたいという場合は、全部使っているのか、数に制限があるのか、それはいかがでしょう。

○深堀会長 ご回答お願いします。はい、どうぞ。

○下水道維持管理課長 今のお話も人気があるところ、人気がないところとか様々あるのかなというところで、先ほど歩道橋のネーミングライツの話もあったと思うのですが、あちらは入札方式で、最低料金いくらなのか所管外なので分からないのですが、そこから一番高いところが落札するというような方式を多分やられてると思うのですが、そういったことも私どもも、今、色々と内部で検討しております。入札方式とか抽選とか色んなことがあるのですが、そこら辺がまだ定まっていないものですから、ここでははっきり言えませんが、そういう人気があるところと人気がないところで、考え方が色々あると思いますので、それを今検討しているところです。以上です。

○松本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。費用のところ、最初の初期費用が15万円くらい、これってプレートを設置できる部分のみ、蓋自体は・

○下水道維持管理課長 材料代です。

○深堀会長 蓋も取り換えるということですか。

○下水道維持管理課長 はい、蓋も新しいものに取り換えます。

○深堀会長 はい、そうですか。そうすると私、今タイプAタイプBと2通りあるのは、既存の蓋がプレートを貼れるところがああいう形になっているから、ああいうふうになっているのかなと思ったのですが、始めから蓋作るのだったら統一してもいいのではないかと思いますけれど、その点と、あともう一つ合わせてなんですけど、わざわざ元々あった蓋を広告のために作り変えるということをして、3年分やって1年分の費用は、15万円掛けてしまうわけだから、それにあと何年か毎月の費用を払って貰ってという収入だと思うのですが、そういう収入というのは本当に十分なものになるのか、それとあと、私はち

よっと分からないのですが、前にマンホールの蓋が吹き上がって危ないということがありましたよね。それはさいたま市さんが管轄しているものというのは、もう十分安全に更新されているのか、それがそういう危ないものがあるとすればそういったところから、蓋を取り換えるという話であればすごく合理的かなと思うのですが、そういった蓋にかける費用とそういう安全面と上手くリンクしてこういった事業を進めるというお考えはないのかというところですが、いかがですか。

○下水道維持管理課長 今お話があったとおり、こちらの今、大宮駅だったり浦和駅だったり南浦和駅、非常に古い蓋でございまして、実はもう製造から50年くらい経っているマンホールというところで、今新しいものは浮上防止型となっているのですが、これらはついていないというところで作り変えなければいけない、市でマンホールを交換しなければいけないという時期になっているもので、それを今回の事業によって、蓋をお出しいただいて、製品を出していただいて、その代わり広告できるというところで、そういうタイミングを使って入れ替えるということです。ただ、四角いタイプがデザイン上求めている方がいたり、丸いタイプで自分の会社はアピールしたい方のために、タイプAタイプBということと、あと、黒い鋳物で作ったもので、中をへっこましてプレートを埋め込むような素材になるので、既存のマンホールでは設置できないものなので、全部作り変えて、その分くり抜いた部分にペタッとやってボルトで止めるというようなイメージをしていただければ思うのですけれど、そういうところで、先ほど3年更新という話があるのですけれど、その場合3年更新してプレートが問題なくとも、その更に延長するときには、プレートは6年が上限かなと、その場合は、プレートを取って、その企業さんが再度まだ広告したいってことであれば、プレートだけ新しいものに換えて設置するということも想定しているところで、黒いマンホールについては鋳物製のところはそのまま対応できるので、そのような形で考えています。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。そうすると、最初、一番最初に四角になった場合は、ずっとその後はずっと四角というのが決まるわけですね。

○下水道維持管理課長 はい、そうですね。

○深堀会長 あと、肝心なところは、取り換えるところは安全なマンホールに取り替わるという理解でよいですね。

○下水道維持管理課長 はい。

○深堀会長 そういうところでお金を使ってらっしゃるということです。はい、ありがとうございます。他いかがですか。

○中野委員 もう一点質問ですが、許可をその都度されるということになるのでしょうか。基本は広告が掲示できない場所について、申請があった場合にその都度中身を見て許可を与えて、広告を掲示するということだとすると、その許可をするにあたっての手続きがどういふふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○深堀会長 はい、いまの点は、どちらがお答えするのが妥当ですかね。

今日ご説明いただいた規則の基準についての広告物としての判断はされるのだと思うのですが、デザインに関してはそういう審査が入ることはないということではないかと思えますけど、ご回答をお願いします。

○都市計画課長 都市計画課でございます。許可につきましては、まず許可手続き、先ほどご説明しましたが必要になっております。デザイン等の中身については、許可の申請前に下水道部局さんの方で一回しっかり審査をさせていただいて、その後に、私どもが持っているさいたま市屋外広告物条例に基づいて許可申請を出してさせていただいて、その中では当然先ほどありました色ですとか、新たに設けた設置できない部分のところが規定もありますので、審査させてもらいながら手続きをしたのちに設置がされるということで考えております。

○深堀会長 はい、いかがですか。

○中野委員 ありがとうございます。別の自治体では、基本広告がダメな場所に広告を出すにあたっては、申請いただいて、都度このような審議会等で審査したうえで、許可をするしないを一件ずつ決めて、許可期限が切れたときも、都度、議題に挙がって判断して許可を与えるという手続きになっているところもあるようですけど、今回そういう手続きを踏まれないか、踏まれるか、確認したくてご質問しました。

○深堀会長 はい、いかがですか。

○都市計画課長 都市計画課です。すみません。ちょっと言葉が足りず申し訳ないです。実際、私もちょっと調べてきました。横浜市さんとかは、確かそういった景観審議会の中で、少し審議をしたのちに判断して掲出というところもありますが、今回のこの取り組みについては、さいたま市の方でも手続きの考え方の中で、まずは、先ほどと同じ話になりますが、下水道部局の方でみさせていただいたところで、あとは今回基準の方の改正をしたものをしっかりと審査をしてやっていくということで、まずは足りていくのかなというところで、まずは少しスピード的なところもございますので、色んなそういったところを総合的にみながら、今回一旦はこういった形で運用させていただきたいと思います。

ただ、一方で今回のマンホール蓋、屋外に作られるものですので、やはりその影響もございまして、まずは一回この内容で、手続きの内容で一回スタートさせていただいて、何か問題があれば改善をしていきたいと思いますが、今の内容で足りるというところで、やらせていただきたいと思います。

○深堀会長 下水道の方で一応デザインに関して審査というご発言も今含まれたと思うのですが、そうだとすると下水道の方では、出てきた広告物のデザインについては、どういった視点で判断されるのでしょうか。

○下水道維持管理課長 下水道維持管理課です。基本的にはさいたま市の屋外広告物条例だったり、今回改定される規則、それに則して作られているのかということで、確認を、そういう内容的にもチェックシートなんかも整備されているので、その辺が、漏れがないか確認したのち、また各関係課の方にも確認をとって、最終的に都市計画課さんの方で許可されるものと考えております。

○都市計画課長 すみません。都市計画課でございます。審査基準、ガイドラインの話もありましたが、まずは下水道の方でも確認するというところで、あとは今回改正を考えている屋外広告物条例だとか規則の方と、あとはですね、8ページのところで触れましたが、さいたま市広告掲載要綱というのがございます。その部分でも色々と広告の掲載中でダメな規定等もございまして、例えば、良好の景観又は風致を害するおそれがないものだ

とか、人権の話ですとか色々で規定がございますので、そういった部分の要綱を見ながらやってくれればと思います。で、やはり色とかの部分については、例えば屋外広告物の中で、ちょっと話が逸れますが、原色がダメだとかいうこともありますので、そういった中で審査をしていければなと思っています。

○深堀会長 はい、ありがとうございます。そうしましたら、そろそろ予定されている時刻が迫っているところですが、他に何かこれはご発言しておかなければということがあればと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

[発言なし]

少しですね。一応今回デザインのことも今の口頭では、基本的には問題のあるものはこういった体制の中で出てきた場合に対処できるけれども、より地域性を感じられるようなデザインに誘導するであるとか、そこまでの仕組みはどうもあまりなさそうです。ただ、マンホール、下水道事業としてこういった取組み、広告収入を活用するという取組みが公益性があるというところとマンホールの更新を適用するというところで、非常に私は、いい事業だなというふうに感じているんですけども、これからも色々で展開の仕方も更に検討する余地もいくつかあるようにお伺いしましたので、やはり広告物、基本的には道路上にあるということで、公共施設のところに出すものなので、民間の方からもデザインの質には、一定程度貢献していただくような取組みが必要ではないかというふうに思います。あと地域性、その駅らしい特徴がでるとか、仮に下水道事業の啓発やそういった意味があるとすれば、それであればもう少し何かマンホールを通じたイベントであるとか、そういうところで広告物をだすよっていった企業さんのデザインと共にホームページでこういった事業が進んでるということをアピールすれば、広告を出す側も嬉しいでしょうし、下水道事業の意味が市民に伝わることにもなると思うので、やはりもう少し創意工夫がいるというところが、委員さんのデザインガイドラインの話を含めて意見なのかなと感じています。

あと、安全面の配慮は、他自治体の実績を見ていっしょるので、多分、大きな問題はないだろうと思いますが、大きな面のところで、高齢者の方が滑るとかですとか、ママチャリが車輪をとられるといったことがあったら、こういったいい事業が台無しになるので、そこら辺は相当配慮しないとイケないのかなというふうに聞いてて思いました。ということなんですが、いかがでしょうか。全体に、設置することについてネガティブな意見は特になく、安全も配慮してますというご回答でしたし、そういう意味でいうと、この改正についても、こういったものをちゃんとマンホールで出来るようにする規則について反対はないというふうに考えます。それから、各委員さんのご発言で少しデザイン面に、懸念があるということでしたけれども、そこについて複数委員さんからもそういったデザインについても、かつちりとした規定を設けるべきという意見は、強く附すべき意見としてございますか。一応そういった意見は事務局の皆さん、聞いていただいていると思います。

[発言なし]

ということであれば、色々ご意見を伺った上で、一応この施行規則の改正案については審議会としては、特に意見なしでいいのかなというふうに思います。色々ご発言あつ

たことを各部署さんにご検討いただくということで、これで進めていただくということ  
でよろしいかと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○深堀会長 はい。どうもありがとうございます。そうしましたら、ご質問やその他意見ございませ  
んのので、これを持ちまして、議案審議を終了といたします。委員の皆様におかれまして  
は、審議会の運営にご協力いただき、どうもありがとうございました。事務局から何か  
ございましたら、お話を願いたします。

○事務局 はい、ありがとうございました。事務所より事務連絡をいたします。本日の議事録に  
つきましては、後日、委員の皆様にもメールで送付させていただきますので、ご確認をい  
ただいた後に、ホームページにて公開する予定です。ご協力のほどよろしくお願いいた  
します。次回の審議会開催につきましては、日程は未定でございますので、日程が分か  
り次第、事務局からご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしま  
す。それでは、最後に都市計画部長の蓮見より一言挨拶を申し上げます。

○都市計画部長 はい、都市計画部長の蓮見と申します。ご挨拶が最後になりまして申し訳ござい  
せん。本日は委員の皆様には、大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます  
です。私どもは、マンホール蓋広告が始まるといったときにですね、本当に駅前にと  
ういうデザインのものがあるのか、それぞれ浦和のまち並みのよさ、大宮とまちの個性  
みたいものがある中で、どういう景観に則したものが作られるのかというのは、内部で  
も結構議論をしました。一方で公共施設をしっかりと使ってですね、コミュニケで市民の  
皆様と一緒に持続可能な都市を創っていくさいたま市のポリシーもある中でですね、今  
日はまだ事業の中身が少し、どういう企業、どういうデザイン、どういうふうを採用す  
るのかっていうのが、これから事業の中で検討するというでもありますので、今日い  
ただきました質をどう高めていく、他の都市で色々やっているものよりもさいたま市で  
やっているマンホール蓋の事業はすごくいい事業なんだよねって言ってもらえるような  
モデル事業を目指すようなものに、是非やっていきたいというふうに思っております。  
今後ともさいたま市の景観の発展に引き続きご協力をいただければありがたいと思いま  
す。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これを持ちまして、令和7年度第1回さいたま市景観審議会を閉会いたしま  
す。本日は、ありがとうございました。

〔午前11時00分 閉会〕